

福岡県中小企業振興資金融資制度の一部改正について

令和6年7月1日に福岡県中小企業振興資金融資制度が以下のとおり改正されます。
ご不明な点がございましたら保証協会までお問い合わせください。

1. 主な改正内容

① (1) 緊急経済対策資金「経営改善支援型」の一部要件の追加

緊急経済対策資金「経営改善支援型」に全国統一「経営力強化保証」に準じた資金が創設（対象者要件の一部追加）されます。

制度コード	170591	170592	170593
制度略称	県経営力強化4	県経営力強化5	県経営力強化6
申込人資格要件	福岡県内に事業所を有し、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者		
利用可能保険	一般関係の普通保険 一般関係の無担保保険		経営安定関連保証（5号）
融資限度額	1億円		
金利	1.10%		
保証料率	0.45～1.47%		0.70%
資金使途	運転資金・設備資金 （借換資金除く） ※但し、事業計画実施に必要な事業資金	借換資金（真水可） ※但し、事業計画実施に必要な事業資金	借換資金（真水可） ※但し、経営の安定に資する資金かつ事業計画実施に必要な事業資金
回収対象案件	—	制限なし	既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金（注）の借換に限る
保証期間	運転：5年以内 設備：7年以内 運転設備：7年以内	10年以内	
据置期間	1年以内		
責任共有	対象		

（注）既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金は以下に掲げるものとする。

- ・新型コロナウイルス感染症対応資金に係る既往借入金
- ・伴走支援型特別保証制度に係る既往借入金
- ・経営安定関連保証4号（新型コロナウイルス感染症に係るもの）に係る既往借入金
- ・危機関連保証（新型コロナウイルス感染症に係るもの）に係る既往借入金
- ・経営安定関連保証5号であって、危機関連指定期間中（令和2年2月1日から令和3年12月31日）に信用保証協会が保証申込受付し、かつ実行された既往借入金

(2) 経営改善借換資金の取扱終了

全国統一「伴走支援型特別保証制度」の取扱終了に伴い、同制度に準拠する「経営改善借換資金」の取扱いが終了となります。

2. 取扱開始日

令和6年7月1日以降、保証協会の保証申込受付分から適用されます。

以上